

寒川町消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第19号

寒川町消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町消防団の組織等に関する規則（昭和41年寒川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本部」の次に「（以下「本部」という。）」を加え、「10」を「11」に改める。

第3条中「、団長」を「、消防団長（以下「団長」という。）」に改める。

第23条を第24条とする。

第22条中「簿冊」の次に「（電磁的記録媒体に記録されたものを含む。）」を加え、「置かなければ」を「おかなければ」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを削り、同条に次の1号を加える。

（6）貸与品台帳

第22条を第23条とする。

第21条中「消防団」を「消防団員」に改め、同条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第1号を削り、同条第2号中「消防施設」を「消防施設等」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を削り、同条第4号中「災害等の現場における警戒防ぎよ、救助」を「災害の対応における活動、人命救助」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第2項中「10年」の次に「（機能別団員として職務に従事した期間及び休団していた期間（当該期間に1月に満たない期間があるときは、これを1月とする。）は除く。）」を加え、「、新たに分団長に任命された者でその成績が特に良好である場

合」を削り、同条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「災害等の現場」を「災害の対応」に、「責任者は、町長」を「当該対応の責任者は、茅ヶ崎市消防長又は消防署長」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「災害等の現場に」を「災害の対応に伴い、」に改め、同条第2号中「消防作業」を「災害の対応に伴う職務」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) いかなる災害の対応においても、最大限の職務の効果を収めるとともに、災害の被害を最小限度に止めること。

第13条を第14条とする。

第12条の前の見出しを「（災害の対応）」に改め、同条中「災害等の現場に到着した」を「災害に対応する」に、「損害」を「被害」に、「水火災の防ぎよ及び鎮圧」を「災害の収束」に改め、同条を第13条とする。

第11条の見出しを「（災害の対応に伴う出動）」に改め、同条中「災害等の現場」を「災害の対応」に、「上長」を「指揮者」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 指揮者は、事故を防止するために車外放送を用いて周囲の注意喚起を図ること。

第11条を第12条とする。

第10条第1号中「水火災の予防及び警火心」を「火災、風水害又は地震等（以下「災害」という。）の警戒心」に、「災害等に」を「災害に」に改め、同条第2号中「上長」を「各分団の上席者等（以下「指揮者」という。）」に改め、同条第5号中「、団」を「、消防団」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（分限及び懲戒に関する処分の手続）

第5条 消防団員の分限及び懲戒に関する処分に關する事項は、団長、副団長及び町民安全課長で組織する會議において決定しなければならない。

2 會議は必要に応じて団長が招集し、団長が会務を総理する。ただし、會議構成員

の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、団長の決するところによる。

4 会議の結果、消防団員を停職、戒告、降任又は免職するときは第2号様式の辞令を交付する。

別表第1中「

第1分団			1	1	2	4	12	20	田端
第2分団			1	1	2	4	12	20	一之宮
第3分団			1	1	2	3	8	15	大曲
第4分団			1	1	2	4	12	20	岡田
第5分団			1	1	2	3	8	15	小谷
第6分団			1	1	2	3	8	15	小動
第7分団			1	1	2	4	12	20	宮山
第8分団			1	1	2	4	12	20	倉見
第9分団			1	1	2	3	8	15	大蔵
第10分団			1	1	2	3	8	15	中瀬

」を「

第1分団			1	1	2	4	100	175	田端
第2分団			1	1	2	4			一之宮

第3分団			1	1	2	3			大曲
第4分団			1	1	2	4			岡田
第5分団			1	1	2	3			小谷
第6分団			1	1	2	3			小動
第7分団			1	1	2	4			宮山
第8分団			1	1	2	4			倉見
第9分団			1	1	2	3			大蔵
第10分団			1	1	2	3			中瀬
機能別分団									全域

」に改める。

別表第2中「第21条関係」を「第22条関係」に改め、同表制服の項貸与品名の欄中「冬服」の次に「（団長及び副団長に限る。）」を、「夏服」の次に「（団長及び副団長に限る。）」を加え、同表中「防火衣」の次に「（機能別分団の団員は除く。）」を加え、「

防火帽

」を「

防火帽（機能別分団の団員は除く。）
防火手袋（機能別分団の団員は除く。）

」に改める。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

辞	令
	氏 名
寒川町消防団	を命(免)ずる
年 月 日	
	任命権者 氏 名

第2号様式（第4条、第5条関係）

辞	令
	氏 名
寒川町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例第	条第 項第 号
の規定により免職する（「戒告する」「 日間停職を命ずる」）	
年 月 日	
	任命権者 氏 名

第3号様式（第6条関係）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何ものをも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

寒川町消防団

氏 名

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。